

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和2年度決算（自動車安全特別会計 保障勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
賦 課 金 収 入	1,521	保 障 費	773
積 立 金 よ り 受 入	365	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	670
雑 収 入	379	再 保 険 及 保 険 費	146
前 年 度 剰 余 金 受 入	61,086	予 備 費	－
合 計	63,353	合 計	1,589

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61,763 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、前年度において保障費が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予定を上回った。歳出においては、保障金の請求件数が予定を下回ったこと等により保障金を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第61条第1項の規定により、124百万円を積立金として積み立て、残額61,638百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・令和2年度末における積立金の残高

（積立金の残高（令和3年3月31日））・・・・・・・・・・・・・・・・ 13,200 百万円

（令和2年度決算により積み立てる額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 124 百万円

（積立金の目的）

政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金。

（積立金の水準）

本勘定の積立金は、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てている。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和2年度決算（自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
検 査 登 録 印 紙 収 入	23,204	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	3,232
検 査 登 録 手 数 料 収 入	9,849	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	6,066
一 般 会 計 よ り 受 入	277	業 務 取 扱 費	26,115
他 勘 定 よ り 受 入	1,122	施 設 整 備 費	1,161
雑 収 入	560	予 備 費	－
前 年 度 剰 余 金 受 入	20,411		
合 計	55,426	合 計	36,575

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の金額及び当該金額の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）……………	277 百万円
（予算に計上した繰入金の額）……………	278 百万円

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
（剰余金の額）…………… 18,850 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳出において契約価格が予定を下回ったこと等により情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和2年度決算（自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
積立金より受入	7,714	自動車事故対策費	5,854
一般会計より受入	4,867	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,378
償還金収入	845	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	126
雑収入	1,727	独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	392
独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	0	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	452
前年度剰余金受入	1,246		
合 計	16,402	合 計	14,203

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,199 百万円

（剰余金が生じた理由）

補正予算時の見込みに比べ、歳入においては、安全運転サポート車普及促進事業に係る繰越の財源として前年度剰余金受入があった。歳出においては、自動車事故医療体制整備事業及び自動車運送事業の安全総合対策事業が予定を下回ったこと等により、自動車事故対策費補助金を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第62条第1項の規定により、1,211百万円を積立金として積み立て、残額988百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・令和2年度末における積立金の残高

（積立金の残高（令和3年3月31日））・・・・・・・・・・・・・・・・ 158,208 百万円

（令和2年度決算により積み立てる額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,211 百万円

（積立金の目的）

自動車事故の被害者保護を図るため、積立金の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金。

（積立金の水準）

自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策は、自動車損害賠償保障法により安定的に事業を行っていくこととされており、当該被害者救済対策及び事故発生防止対策の必要性等を勘案し、将来において必要となる金額を積立金として積み立て、積立金の運用益を財源として実施することを予定したが、同勘定から一般会計へ繰り入れており、現在の積立金の運用益のみでは事業費の財源を賄えず、積立金を取り崩して事業を実施している。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和2年度決算（自動車安全特別会計 空港整備勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
空 港 使 用 料 収 入	57,315	空 港 等 維 持 運 営 費	134,539
一 般 会 計 よ り 受 入	19,903	空 港 整 備 事 業 費	112,399
地方公共団体工事費負担金収入	12,136	北 海 道 空 港 整 備 事 業 費	14,657
借 入 金	54,000	離 島 空 港 整 備 事 業 費	1,562
償 還 金 収 入	11,754	沖 縄 空 港 整 備 事 業 費	15,181
配 当 金 収 入	-	航 空 路 整 備 事 業 費	32,494
空 港 等 財 産 処 分 収 入	220	成 田 国 際 空 港 株 式 会 社 出 資	29,999
雑 収 入	259,076	地 域 公 共 交 通 維 持 ・ 活 性 化 推 進 費	665
前 年 度 剰 余 金 受 入	100,921	空 港 等 整 備 事 業 工 事 諸 費	1,531
		収 益 回 収 公 共 事 業 資 金 貸 付 金	2,616
		償 還 金 一 般 会 計 へ 繰 入	
		国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	35,825
		予 備 費	-
合 計	515,328	合 計	381,473

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）…………… 19,903 百万円

（予算に計上した繰入金の額）…………… 11,661 百万円

（相違した理由）

前年度からの繰越工事があったこと等のため

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）…………… 133,855 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、前年度の空港等維持運営費が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予算額を上回った。歳出においては、事業計画の変更等により、空港整備事業費において翌年度への繰越工事があったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。